

第8章 整備

本章において方向性及び方法を示す原城跡の各種整備事業は、文化庁、長崎県教育庁、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会などの関係機関より、総合的かつ専門的な指導及び助言を受けながら、計画的に実施する。

第1節 整備の方向性

1) 保存のための整備

原城跡を適切に保存し、将来に向けて確実に保存継承するため、本質的価値の保存と安全確保のための整備を優先的に実施する。整備にあたっては、史跡の本質的価値が正しく保存されるよう実施する。

2) 活用のための整備

原城跡の本質的価値をわかりやすく伝え、学校教育および生涯学習、社会体育における効果的な活用、また地域振興および観光振興の重要資源であることに配慮した整備を進める。

市民や来訪者等の憩い・交流の場、原城跡の本質的価値を学びやすく、体感しやすい歴史的・文化的空間としての整備を図る。

第3章に示した「有馬氏時代に築かれた城郭」および「島原・天草一揆の主戦場となった戦跡」という2つの本質的価値について、各整備が何れの本質的価値を示すものか、来訪者が正しく認識できるよう創意工夫をもって整備を実施する。

来訪者が原城跡を安全かつ快適に見学できるよう、各種便益施設を整備し、効果的な動線設定を行うとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインにも十分配慮する。

活用整備は史跡内で完結するものではないため、隣接地におけるガイダンスのための施設、便益施設など、史跡周辺も含めて活用整備を行う。

整備にあたっては、史跡の本質的価値が損なわれることなく、かつ存分に活かされるよう実施する。

第2節 整備の方法

前節に従い、保存および活用のための整備の方法を以下のとおり示す。

1) 保存のための整備の方法

崖面・法面崩落防止対策整備

大雨や浸食による原城跡の崖面・法面崩落を防止する観点から、現状および変状の進行の把握に努めるとともに、崩落防止対策を優先的に実施する。

原城跡の本質的価値の保存対策として、整備基本計画改訂時に防災計画を立て、防災整備を早期に実施する。遺構等整備を実施する箇所にあつては、遺構整備に先行して防災整備を実施する。

雨水排水対策整備

近年、大雨による被害が多発していることから、原城跡の本質的価値の保存対策として、雨水排水対策の計画および整備を優先的に実施する。側溝や排水管などの強制排水設備については、雨水の流れや遺構の保存状況に十分配慮した上で、必要最小限の範囲で効果的に配置する。

災害復旧

史跡内において、台風や大雨などの自然災害によるき損が生じた場合、速やかに被害状況を把握したうえで被害拡大の防止措置を行い、可能な限り早期の復旧を行う。その際の工法については、遺構の保存及び景観に配慮したものを選定する。

保存修理工事

応急措置や災害復旧による史跡の保護が困難な場合は、本計画に基づき保存修理工事を設計し、抜本的な対策を図る。工事の範囲は必要最小限度とし、史跡の本質的価値を損なわないことに留意しながら実施する。

石垣保存整備

定期的な観察や石垣カルテなど保存のためのモニタリングによって、孕みなどの危険性が認められる石垣について、修理計画を立て、保存整備を図る。

植栽整備

自然公園としての機能を維持しつつ、景観的及び歴史的に十分に配慮した植栽計画を立て、遺構の保存に影響を与えるもの、景観を阻害するもの及び枯損木・危険木などの伐採を実施する。また、植栽は遺構や法面の保護上必要な地衣類、低木等で遺構に影響を与えない範囲で整備する。

2) 活用のための整備の方法

バリアフリー・ユニバーサルデザイン

以下に記載する活用のための各種整備の実施にあたっては、年齢、性別、身体的な特徴、使用言語等によらず、多くの人々が原城跡を安心・安全かつ快適に見学できるよう、整備の目的や整備対象となる遺構等の保存に十分配慮したうえで、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点からも検討しながら計画を行うものとする。

遺構表示整備

原城跡は「有馬氏時代に築かれた城郭としての価値」及び「島原・天草一揆の主戦場となった戦跡としての価値」という2つの本質的価値を持つため、何れの本質的価値に基づいて整備を行うか、整備箇所ごとの調査成果や整備目的を整理して判断し、見学者が本質的価値を判りやすく理解できるための遺構表示整備を行う。遺構の表現については、調査成果に基づき史実を確認したうえで整備を行う。

現在、本丸地区で公開しているVRによる表示は、発掘調査および史料調査の進捗を踏まえ、適当な時期に区域の拡大および内容の更新を行う。

解説サイン整備

史跡全体あるいは曲輪単位での活用整備は発掘調査完了を前提とするが、発掘調査成果を紹介する仮設サインや絵図史料等に基づく城跡の解説サイン設置については、保存への影響や設

置効果を検討したうえで積極的に実施する。史跡の保存のため、設置方法についても検討し整備する。

道標整備

原城跡全体を、歴史や地形の状況、土地利用状況等を勘案して、訪れる人が各々の関心に応じて、複数の拠点回遊することができるように整備する。

便益施設整備

地域住民や市民の憩い・交流の場として、また来訪者が安心して、安全に史跡の見学を行えるよう便益施設を整備する。その中で、原城跡の本質的価値及び景観を阻害、または老朽化しているトイレなど便益施設等については、必要に応じて撤去・改修・新設等を検討する。改修・新設については景観に配慮し、遺構に影響を与えない整備とする。施設は高齢者や身障者などに十分配慮した整備を実施する。また、原城跡の積極的な活用のため、休憩所やトイレ、ガイドの案内所、イベントスペースなどの機能を集約した多目的広場を、必要最小限の規模で整備する。詳細について、本計画に基づき改定を行う整備基本計画において、位置、機能、運用などを含めて位置付ける。

安全対策整備

来訪者の安全を確保するため、手すり、転落防止柵及びスロープなどを必要に応じて整備する。素材及び色調は周辺景観に配慮し、遺構に影響を与えないような整備とする。

ガイダンス施設整備

広範な原城跡の見学の起点または総括の場として、原城跡のガイダンスのための施設を整備する。

ガイダンス施設においては、原城跡の歴史、立地や城郭としての構造など基本情報のほか、最新の調査研究成果、日野江城跡など関連する遺跡や陣跡に加え、観光情報や世界遺産である「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の紹介など、原城跡とガイダンス施設が、地域における歴史学習や観光ネットワークの拠点として機能するよう整備を行う。

ガイダンス施設は原城跡との連動性や周遊性を考慮して、原城跡の隣接適所での整備を推進するが、原城跡周辺には島原・天草一揆の際の陣跡が点在することから、絵図との比較検討や発掘調査を実施したうえで、陣跡や、その他の埋蔵文化財の保存に影響がないことを確認したうえで整備を行うものとする。

その他

市民や来訪者に整備事業に対する理解を深めてもらうため、現地に整備事業のイメージパースを表示するなどの創意工夫を行う。

景観についても、将来にわたって良好に維持できるよう、眺望や土地利用との調和を図りながら、原城跡及びその周辺地域の魅力を高めるような整備を実施する。その際、地域住民との調和を図り継続可能な協力体制を構築する。

本節に掲げた各整備の実施にあたっては、本計画に基づき「原城跡整備基本計画」を改定する過程で対象地区の設定や、内容、時期等の検討を行う。

第3節 動線の設定

第1節および第2節に示した整備効果を高めるため、史跡内の主要動線を設定する。

史跡内の主要動線は、城郭の入口である大手口から本丸までのルートを設定し、上述のガイダンス施設を整備した際には、新たにガイダンス施設から本丸までのルート为主要動線に加える。その上で、主要動線上にのらない見学スポット等の分布についても見学者が容易に理解できるように、適切かつ積極的な情報提供を行う。(図8-1参照)

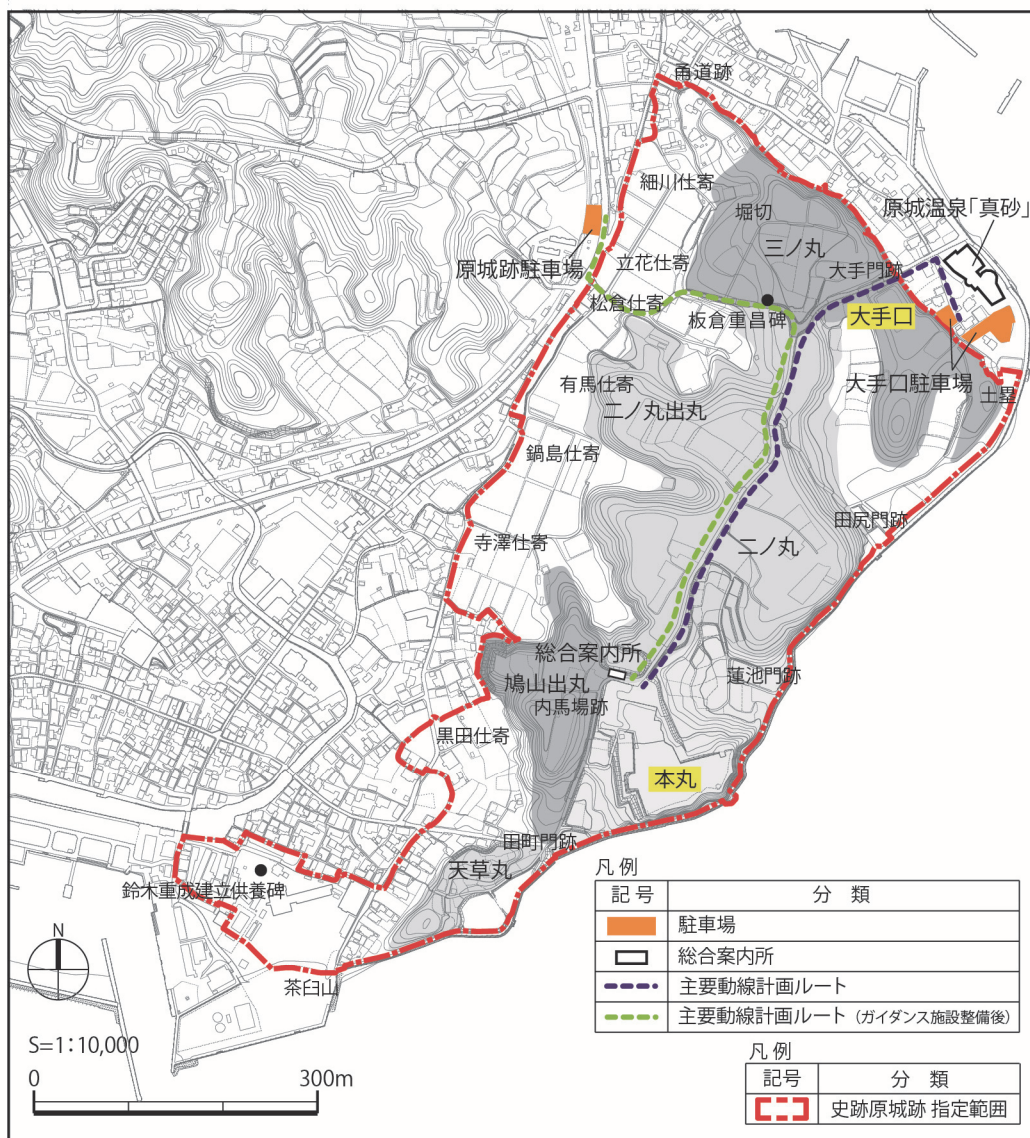


図8-1 史跡内主要動線計画図